

公共下水道の新規接続に係る負担金の廃止について

神戸市では、開発指導要綱の条例化にあわせて、下水道計画区域内の未処理区域で一定規模以上の汚水を排水するため、公共下水道への新規接続を計画する事業者等に負担いただいている下記 3 つの**開発者負担金等**について、平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日）をもって運用を廃止しました。

接続に伴って発生する**下水道施設の建設・増強に要する工事費**（都市計画法 32 条の協議や下水道法 16 条の承認工事等に基づき願出人等が施行する工事の実費等）の負担は**今後も必要**となります。

1. 制度変更の概要

① 開発者負担金

対 象：下水道事業計画区域内の未処理区域にて実施される開発事業
規 模：計画住宅戸数が 40 戸（非住居施設は給水量 60 m³/日）以上

② 下水道事業計画区域内の未処理区域における負担金

対 象：下水道事業計画区域内の未処理区域の建築物
規 模：給水量 60 m³/日以上

③ 市街化調整区域における負担金

対 象：市街化調整区域の建築物
規 模：規模要件なし



平成 29 年 4 月 1 日以降に、開発行為を完了される場合（上記の①）、又は公共下水道への接続依頼を提出（上記の②、③）される場合、これらの負担金を不要とします。

詳しくは、建設局下水道部計画課指導係
(TEL 078-806-8907) までお問い合わせください。